

会社情報

1 会社の概況及び組織	14	6 販売商品	29
1. 沿革	14	1. 販売商品一覧	29
2. 取締役・執行役	16	2. ご契約の流れ	30
3. 従業員等の状況	18	3. 付加保険料の開示	30
4. 経営の組織	18	7 保険金・給付金のお支払い	31
5. 資本金の推移	19	1. 保険金・給付金の支払状況	31
6. 株式の総数	19	2. 支払事案の概要	32
7. 株式の状況	19	3. 支払不可事由該当事案の概要	32
8. 主要株主の状況	19	8 保険会社の運営	33
9. 会計監査人の名称	19	1. コーポレート・ガバナンスの状況	33
10. 会計参与の氏名又は名称	19	2. コンプライアンス体制の整備状況	34
2 保険会社の主要な業務の内容	20	3. ERM・リスク管理体制の整備状況	35
1. 主要な業務の内容	20	4. 情報セキュリティ管理体制の整備状況	35
2. 経営方針	20	5. 第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて（保険業法第121条第1項第1号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性）	35
3 2022年度経営指標等の報告	21	6. お客さまの個人情報の保護	35
1. 主要業績	21	7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	37
2. 三利源の開示（基礎利益の内訳）	22	8. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	37
3. ソルベンシー・マージン比率の開示	24		
4. エンベディッド・バリュー（EV）の状況	25		
4 直近事業年度における事業の概況	26		
5 お客さまとのコミュニケーション	27		
1. ご契約者との集い	27		
2. お客さまの相談・苦情への対応状況	27		
3. お客さまに対する情報提供	28		
4. 商品に関する情報提供	28		
5. 営業職員・代理店教育・研修の概略	28		

1 会社の概況及び組織

1. 沿革

2006年

10月	あすかDBJ投資事業有限責任組合、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社（現マネックスグループ株式会社）から出資を受け、生命保険準備会社「ネットライフ企画株式会社」を設立
-----	---

2007年

8月	本社を東京都千代田区麹町へ移転
----	-----------------

2008年

3月	「ライフネット生命保険株式会社」に商号変更
4月	生命保険業免許取得
5月	営業開始
8月	第1回ご契約者さまとの集い「ふれあいフェア」を開催
11月	付加保険料率を全面開示

2009年

6月	日本初となるモバイルサイトでの生命保険申し込み受付サービスを開始
8月	日本最大級の保険比較サイト「保険市場」を運営する株式会社アドバンスクリエイトと資本業務提携

2010年

2月	生命保険では初の本格的な個人向け就業不能保険「働く人への保険」の販売を開始
----	---------------------------------------

2011年

6月	ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー（EEV）の開示を開始
----	-------------------------------

2012年

3月	東京証券取引所マザーズに上場
6月	スマートフォンによる生命保険申し込み受付サービスを開始
10月	医療費負担連動タイプの医療保険「じぶんへの保険プラス」（がん・先進医療保障付き）の販売を開始

2013年

5月	開業5周年
----	-------

2014年

5月	リニューアルした定期死亡保険「かぞくへの保険」、終身医療保険の新商品「新じぶんへの保険」、「新じぶんへの保険レディース」の販売を開始
8月	人生と仕事とお金について考えるウェブメディア「ライフネットジャーナル オンライン」をオープン

2015年

4月	契約時の必要書類をスマホなどで撮影し、ウェブサイトから提出可能とする環境を整備 KDDI株式会社と資本業務提携契約を締結
11月	同性パートナーを死亡保険金受取人に指定可能とする取扱いを開始

2016年	
3月	業界初、医療保険の給付金請求手続きがオンラインで完結
4月	KDDI株式会社との協業により、「auの生命ほけん」の販売を開始
6月	就業不能保険の新商品「働く人への保険2」の販売を開始
7月	生命保険会社で初めて「LINEビジネスコネクト」を活用した保険相談サービスを開始
12月	還付金付き「auの生命ほけん」の販売を開始
	申し込み手続きをペーパーレス化
2017年	
6月	「お客さま本位の業務運営に関する方針」を公表
8月	働く人のためのがん保険「ダブルエール」の販売を開始
2018年	
4月	リニューアルした定期死亡保険「かぞくへの保険」の販売を開始
5月	開業10周年
11月	新たな経営方針を策定
2019年	
12月	終身医療保険「じぶんへの保険3」、「じぶんへの保険3レディース」の販売を開始
	KDDI株式会社、auフィナンシャルホールディングス株式会社との三社間で業務提携契約を締結
2020年	
2月	保険募集代理店として、株式会社justInCaseが提供するP2P保険「わりかん がん保険」の販売を開始
4月	「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」の販売を開始
7月	アジア、欧州を中心とする海外市場から資本調達を実施
2021年	
5月	合併会社（子会社）「ライフネットみらい株式会社」を設立
6月	就業不能保険の新商品「働く人への保険3」の販売を開始
7月	「マネーフォワードの生命保険」の販売を開始
	ライフネットみらい株式会社が、オンライン保険代理店事業等を開始
9月	アジア、欧州を中心とする海外市場から資本調達を実施
2022年	
3月	保有契約件数50万件を突破
4月	市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所グロース市場へ移行
8月	イーザイ株式会社と資本業務提携契約を締結
	auじぶん銀行株式会社と業務提携契約を締結
10月	三井住友カード株式会社・ライフネットみらい株式会社と業務提携契約を締結
2023年	
2月	Pontaポイントがたまる「auの生命ほけん」の販売を開始
5月	開業15周年
7月	auじぶん銀行の住宅ローン利用者向けに団体信用生命保険の提供を開始

2. 取締役・執行役 (男性 8 名、女性 2 名 取締役及び執行役のうち、女性比率20%)

(2023年7月1日現在)

役職名	氏名	主な経歴
代表取締役社長	もり 森 しょう 亮 介	2007年 4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2012年 9月 当社 入社 2013年 5月 当社 企画部長 2016年 1月 当社 執行役員 経営戦略本部長 2017年 4月 当社 執行役員 営業本部長 2017年 6月 当社 取締役 執行役員 営業本部長 2018年 6月 当社 代表取締役社長 (現任)
取締役副社長 執行役員	こ 木 ぼ 庭 やす 康 宏	2002年 4月 厚生労働省入省 2010年 9月 当社 入社 2013年10月 当社 法務部長 2015年 6月 当社 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2016年 1月 当社 執行役員 コーポレート本部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2017年 4月 当社 執行役員 経営戦略本部長 2017年 6月 当社 取締役 執行役員 経営戦略本部長 2019年 7月 当社 取締役 執行役員 営業本部長 2021年 5月 ライフネットみらい株式会社 取締役 2021年 6月 当社 取締役副社長 執行役員 営業本部長 2022年 1月 当社 取締役副社長 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部 2023年 1月 当社 取締役副社長 執行役員 担当：事業開発部、商品開発部、団信事業部、資産運用部 (現任)
取締役 執行役員	こん 近 とう 藤 りょう 良 祐	2003年 4月 パイオニア株式会社入社 2009年10月 株式会社かんぽ生命保険入社 2012年 3月 当社 入社 2016年 1月 当社 経営戦略本部 経営企画部長 2017年 4月 当社 営業本部 営業企画部長 2018年 6月 当社 執行役員 営業本部長 2019年 7月 当社 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部 2021年 6月 当社 取締役 執行役員 担当：経営企画部、商品開発部、資産運用部 2022年 1月 当社 取締役 執行役員 営業本部長 2022年 6月 ライフネットみらい株式会社 取締役 (現任) 当社 取締役 執行役員 担当：営業本部、データサイエンス推進室 (現任)
取締役 執行役員	よこ 横 さわ 澤 じゅん 淳 平	2003年 4月 NTTデータネットワーク株式会社 (現 株式会社 NTT データ フィナンシャルテクノロジー) 入社 2008年 5月 当社 入社 2018年 4月 当社 営業本部 KDDI事業部長 2020年 7月 当社 お客さまサービス本部 事務企画部長 2021年 4月 当社 執行役員 システム戦略本部長 2021年 6月 当社 取締役 執行役員 担当：お客さまサービス本部、システム戦略本部 2023年 6月 当社 取締役 執行役員 担当：システム戦略本部
取締 役	は 長 せ 谷 部 じゅん 潤	1990年 4月 大和証券株式会社入社 2010年 7月 株式会社コロプラ 取締役 2019年 1月 株式会社Speee 社外取締役 (現任) 2020年 4月 株式会社東京リレーションズ 代表取締役社長 (現任) 2020年11月 株式会社トリドリ 社外取締役 (現任) 2022年 6月 当社 社外取締役 (現任)
取締 役	さい 齊 とう 藤 たけし 剛	1989年 3月 第二電電株式会社 (現 KDDI株式会社) 入社 2014年 4月 同社 コンシューマ事業企画本部コンシューマ事業管理部長 2019年 4月 同社 経営管理本部経営管理部長 2021年 4月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員常務 auフィナンシャルサービス株式会社 取締役 auペイメント株式会社 取締役 2021年 6月 当社 社外取締役 (現任) 2022年 6月 auじぶん銀行株式会社 取締役 auフィナンシャルホールディングス株式会社 常務取締役CFO 2023年 4月 auフィナンシャルホールディングス株式会社 専務取締役CFO (現任)

役職名	氏名	主な経歴
取締役 (常勤監査等委員)	やま 山 崎 たか ひろ 隆 博	1981年 4月 日本生命保険相互会社入社 2004年 3月 同社 国際業務部担当部長 2005年 3月 同社 米国法人社長 2007年12月 同社 証券管理部長 2009年 6月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 常勤監査役 2013年 6月 同社 取締役企画業務部長 2015年 6月 当社 入社 執行役員 保険金部長 2016年 1月 当社 執行役員 お客さまサービス本部長 2018年 6月 当社 お客さまサービス本部長補佐 2019年 2月 当社 経営戦略本部長補佐 2019年 6月 当社 常勤監査役 2021年 5月 ライフネットみらい株式会社 監査役 (現任) 2021年 6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現任)
取締役 (監査等委員)	はやし 林 敬 子	1986年 4月 東京国税局入局 1990年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1994年 3月 公認会計士登録 2006年 7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー 2013年10月 デロイト トーマツ グループ D&I推進責任者 D&I担当パートナー 2016年 7月 日本公認会計士協会 常務理事 2018年11月 トーマツチャレンジド株式会社 代表取締役 2020年 6月 当社 社外取締役 株式会社明電舎 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年 2月 日本ファイルコン株式会社 社外監査役 2021年 3月 日本ビルファンド投資法人 監督役員 (現任) 2021年 6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年 4月 早稲田大学 大学院会計研究科 教授 (現任)
取締役 (監査等委員)	やま 山 した とも ゆき 下 知 之	1998年 4月 株式会社東京三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2000年 2月 タワーズペリン (現 ウィリス・タワーズワトソン) 入社 2004年 6月 ゴールドマン・サックス証券株式会社東京支店 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社 2010年 1月 同社 投資銀行部門アドバイザリーグループヴァイス・プレジデント 2012年 3月 マクラガン・パートナーズ・アジア・インク (現 エーオンソリューションズジャパン株式会社) 入社 2015年 4月 同社 在日代表 2017年 1月 エーオンヒューイットジャパン株式会社 (現 エーオンソリューションズジャパン株式会社) マクラガン・金融法人部門ヘッド 2019年 7月 同社 代表取締役社長 (現任) 2021年 6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
取締役 (監査等委員)	あべ 阿部 絵美 麻	2002年 4月 ビーコンコミュニケーションズ株式会社入社 2013年12月 弁護士登録 2014年 1月 株式会社ブックスキャン入社 2015年11月 株式会社コロプラ入社 2016年 8月 マックス総合法律事務所 (現 宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所) 入所 (現任) 2018年12月 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 (現任) 2022年 3月 B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 社外取締役 (現任) 2023年 6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

(注) 長谷部潤、齊藤剛、林敬子、山下知之及び阿部絵美麻の各氏は、社外取締役です。

3. 従業員等の状況

(1) 従業員の在籍・採用状況

区分	2021年度末 在籍数	2021年度 採用数	2022年度末 在籍数	2022年度 採用数	2021年度末		2022年度末	
					平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	174名	29名	208名	41名	40.2歳	5.3年	40.7歳	5.2年
(男性)	96	20	116	26	41.1	4.9	41.5	4.7
(女性)	78	9	92	15	39.1	5.7	38.3	5.9
営業職員	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当社には総合職・一般職の区分はありません。従業員には、正社員及び契約社員を含んでおります。また、他社からの出向者を含み、当社からの出向者を含んでおります。なお、当社はインターネットを主な販売チャネルとしており、営業職員は在籍していません。

(2) 平均給与月額（内勤職員）

(単位：千円)

区分	2022年3月	2023年3月
内勤職員	558.8	569.9

(注) 平均給与月額は税込定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでいません。

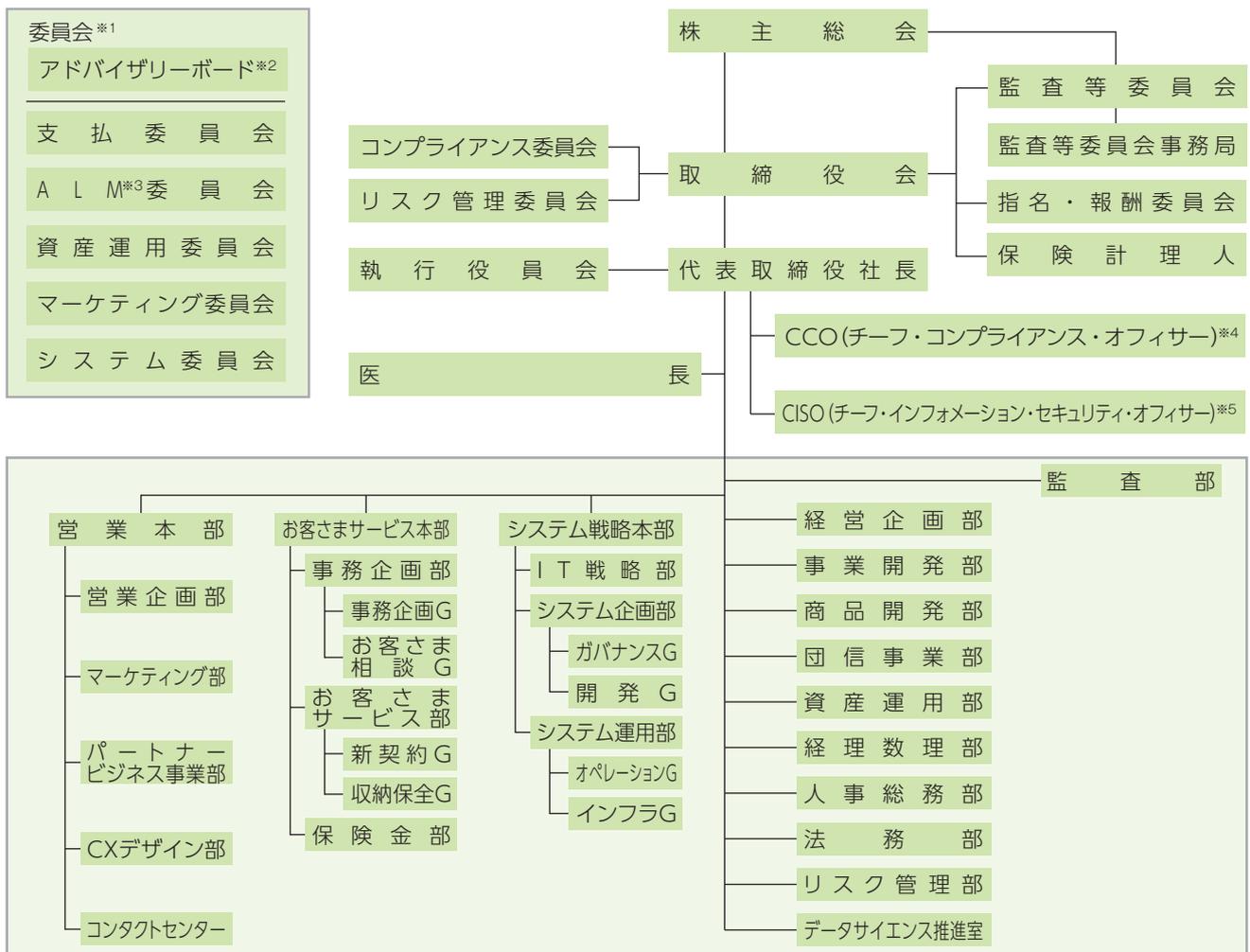
(3) 平均給与月額（営業職員）

該当事項はありません。

4. 経営の組織

(1) 組織図

(2023年7月1日現在)



*1 経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、各種委員会を設置しております。

2 経営全般に対する多面的な意見及び提言を社外の有識者から得ることを目的として、アドバイザリーボードを設置できることとしております。

3 Asset Liability Management (資産・負債の総合管理)

4 全社的なコンプライアンス強化の観点から、CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を置き、法務部と連携してコンプライアンスを統括しております。

5 情報資産の保護及び管理の重要性の観点から、CISO(チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー)を置き、必要な業務を統括しております。

(2) 店舗網一覧

当社はインターネットを主な販売チャネルとしていることから、店舗を有していません。

5. 資本金の推移

(単位：百万円) (2023年3月31日現在)

年月日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘要
2006年10月23日	-	50	設立
2007年 5月21日	750	800	増資
2007年 5月31日	210	1,010	増資
2007年12月26日	2,990	4,000	増資
2008年 3月31日	2,600	6,600	増資
2012年 3月14日	3,878	10,478	増資
2012年 4月 1日~2013年 3月31日	6	10,484	新株予約権の行使
2013年 4月 1日~2014年 3月31日	15	10,500	新株予約権の行使
2015年 5月22日	1,520	12,020	増資
2016年 4月 1日~2017年 3月31日	116	12,136	新株予約権の行使
2019年 4月 1日~2020年 3月31日	63	12,200	譲渡制限付株式報酬・新株予約権の行使
2020年 4月 1日~2021年 3月31日	4,531	16,731	増資・譲渡制限付株式報酬・新株予約権の行使
2021年 4月 1日~2022年 3月31日	4,923	21,655	増資・譲渡制限付株式報酬・新株予約権の行使
2022年 8月 2日	21	21,676	譲渡制限付株式報酬

6. 株式の総数

(2023年3月31日現在)

発行可能株式総数	200,000,000株
発行済株式総数	69,736,419株
株主数	5,569名

(注)1.発行済株式総数は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により56,881株増加しました。
2.2022年6月26日開催の第16回定時株主総会決議に基づき、発行可能株式総数は、200,000,000株に変更されました。

7. 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

(2023年3月31日時点)

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	69,736,419株	-

(2) 大株主

(2023年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
auフィナンシャルホールディングス株式会社	12,800,000	18.35
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	9,730,142	13.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,598,600	5.16
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	4.66
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,458,400	3.52
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,421,740	3.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,073,900	2.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510312	1,728,138	2.47
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,617,200	2.31
立花証券株式会社	1,590,800	2.28
計	41,268,920	59.17

(注)持株比率は自己株式(302株)を控除して計算しております。

8. 主要株主の状況

(2023年3月31日現在)

名称	主たる営業所 又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に 占める所有株式等の割合
auフィナンシャル ホールディングス 株式会社	東京都中央区	銀行法・保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理、その他当該業務に付帯する業務、および銀行法・保険業法により銀行持株会社・保険持株会社が営むことができる業務	2019年4月1日	18.35%
エフィッシモ キャピタル マネージメントパーティーイー エルティーディー	シンガポール	投資顧問業	2006年6月19日	15.36%

※2023年7月11日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、エフィッシモ キャピタル マネージメントパーティーイー エルティーディーが2023年7月5日現在で保有している割合を記載しております。

9. 会計監査人の名称

(2023年7月1日現在)

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 廣瀬 文人

10. 会計参与の氏名又は名称

該当事項はありません。

2 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

当社は、2006年10月23日に設立され、保険業法に基づく免許・認可を得て2008年5月18日より営業を開始した、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。相互扶助という生命保険の原点を忘れず、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、生命保険事業を営んでおります。主な事業内容は以下のとおりです。なお、当社は生命保険事業の単一セグメントとなっております。

(1) 保険引受業務

生命保険業免許に基づき、人の生存又は死亡に関して一定額の保険金等を支払うことを約し保険料を収受する保険の引受業務を営んでおります。

(2) 資産運用業務

保険業法、同法施行規則に定めるところにより、生命保険の保険料として収受した金銭その他の資産の運用業務を営んでおります。

(3) 業務の代理・事務の代行業務

他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行を行っております。

また、当社子会社のライフネットみらい株式会社は、保険選びサイト「betterChoice（ベターチョイス）」の運営を通じたオンライン保険代理店事業等を行っています。

2. 経営方針

当社は、今後も着実な成長を続け、中長期において高い収益力を実現するために、経営方針を策定しています。経営方針の骨子は以下のとおりです。

経営方針の骨子

経営理念	正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する
目指す姿	オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニー
重点領域	・顧客体験の革新 デジタルテクノロジーを活用し、全てのサービスを質的に高め進化させる ・販売力の強化 積極的プロモーション及び代理店・ホワイトレーベルの拡大により、圧倒的な集客を実現する
経営目標	EEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）を企業価値を表す重要な経営指標とし、早期の2,000億円到達を目指す

2022年度において、生命保険業界を取り巻く外部環境は、新型コロナウイルス感染症の感染状況や金利変動などにより大きく変化し、当社もその影響を受けました。また、開業した2008年と比べ、オンラインチャネルへの新規参加が増加し、競争環境はより一層厳しくなっています。このような状況において、当社はオンライン生保のリーディングカンパニーとしてその強みを活かしながら、保有契約件数55万件を突破し、経営指標であるEEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）は1,200億円に到達するなど着実な成長を実現しています。当社は、保有契約業績の更なる成長と経営目標である「EEVの早期の2,000億円到達」の実現を目指して、以下の対処すべき課題に対して取組みを推進します。

(1) インターネットチャネルの中長期的な成長の再加速

当社は、経営方針の重点領域である「顧客体験の革新」と「販売力の強化」に取り組むことで、開業来の主要チャネルであるインターネットチャネルの成長を中期的に再加速することを目指します。

まず、お客さまが保険の購入タイミングにおいて、当社を想起していただけることや認知度を向上することを目的として、引き続き、テレビCMやオンライン広告を中心とした広告宣伝への投資やブランド力の強化を行います。

次に、当社は、オンライン生保市場の競争環境が厳しくなる中で、認知いただいたお客さまに当社を安心して選んでいただけることが重要であると認識しております。そのために、「正直にわかりやすく、安くて、便利に。」という提供価値をより一層強く届けるとともに、顧客体験の向上のためのシステム開発やデータ分析等に注力することで、お客さまに選ばれる商品・サービスを提供してまいります。

特に2023年度は、当社の主要な顧客層である若年層に向けて、プロモーション領域に留まらない営業戦略を推進します。当社の契約業績は、開業来、若年層のお客さまから多くの支持を得て成長してきましたが、近年では中高年齢層のお客さまからも選ばれる

オンライン生保として事業規模を拡大しております。中長期的に営業効率を高めながらさらに規模を拡大するためには、保有契約業績の成長を再加速するための基盤づくりに注力する必要があると認識しております。そのために、当社の主要な顧客層であり、デジタルと親和性の高い若年層のお客さまの獲得に重点を置くことで、インターネットチャネルの業績伸長を目指します。開業 15 周年を迎え、改めて「ライフネットの生命保険マニフェスト」に立ち返り、若年層のお客さまの視点に立った顧客接点の強化や商品・サービスの提供に挑戦してまいります。

(2) パートナー企業との協業によるオンライン生保市場の拡大

当社は、独立系かつオンライン生保のリーディングポジションにあるという強みを生かして、パートナー企業との協業に積極的に取り組み、オンライン生保市場の拡大を目指します。今後の中長期的な成長を見据え、2023 年度は、個人保険事業におけるパートナー企業との協業、プラットフォーム事業の強化に加え、団体信用生命保険事業（以下、「団信事業」）への事業領域の拡大に着手します。

個人保険事業については、ホワイトレーベル事業を中心に、KDDI 株式会社や株式会社マネーフォワードといったパートナー企業の幅広い顧客基盤とブランド力を活用しながら着実な取組みを続けることで、保有契約業績への貢献度を高めることを目指します。

プラットフォーム事業については、子会社であるライフネットみらい株式会社において、個人のお客さま向けに提供するオンライン保険代理店としての UI/UX の向上に努めることなどにより、事業規模の拡大を目指します。また、オンライン保険代理店としての知見をもとに、新たに法人のお客さまに向けてオンライン保険ビジネスに必要なシステムやデジタルツールを提供することを目指します。その一環として、2022 年 10 月には、三井住友カード株式会社と業務提携契約を締結し、デジタルを起点とした顧客体験の実現に向けて取組みを開始しました。今後は、個人向けと法人向けサービスの相互作用を通じて、お客さまに一層寄り添った金融サービスを構築し、オンライン生保市場の拡大に資する取組みを推進します。

新たに開始する団信事業については、2023 年 7 月より、au じぶん銀行株式会社の住宅ローン利用者向けに団体信用生命保険の提供を開始する予定です。2023 年度においては、団信事業を新たな収益機会とするべく、着実な立ち上げを実行してまいります。将来的には、提携する銀行の拡大も視野に入れ、安定的な収益基盤となることを目指して取り組んでまいります。

(3) 事業成長を支える人的資本への取組み強化

当社は、今後も時代の変化に対応しながら、お客さまに寄り添った商品・サービスの提供を行い、力強い成長を実現するためには、事業を支える従業員が活躍できる環境づくりが重要であると考えております。そのために、従業員に対して「多様性を大切にする」「成長の機会をつくる」ことに注力します。

「多様性を大切にする」ための取組みとして、年齢・国籍・ジェンダーフリーの採用などを通して、多様な知見・経験・アイデアを持つ従業員が活躍できる環境を整備し、健康で明るく楽しく働きながら、個性を活かして互いに尊重できる組織を目指します。

また、「成長の機会をつくる」ための取組みとして、成長度を測定する評価制度の運用や従業員同士がともに学ぶ機会の提供を行います。従業員の挑戦と成長を後押しし、個人の成長を組織の成長につなげるための取組みを推進します。

3 2022年度経営指標等の報告

1. 主要業績

2022年度の新契約件数は、前事業年度比97.9%の98,532件、新契約の年換算保険料は、前事業年度比95.8%の3,890百万円となりました。2022年度末時点での保有契約件数は、前事業年度末比112.1%の568,674件、保有契約の年換算保険料は、前事業年度末比111.7%の23,861百万円となりました。

(単位：百万円)

新契約の状況	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
新契約件数	64,435件	80,911件	100,587件	100,636件	98,532件
新契約金額（新契約高）	341,931	411,625	575,248	539,497	472,256
年換算保険料	2,749	3,401	4,167	4,060	3,890
うち医療保障・生前給付保障等	1,608	2,016	2,260	2,274	2,277

保有契約の状況	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2022年度末
保有契約件数	308,854件	365,171件	439,945件	507,428件	568,674件
定期死亡保険	150,808件	175,713件	213,597件	247,754件	276,566件
終身医療保険	85,968件	100,280件	120,216件	138,749件	156,402件
定期療養保険	9,493件	9,105件	8,840件	8,485件	7,870件
就業不能保険	49,214件	54,665件	59,567件	63,847件	68,142件
がん保険	13,371件	25,408件	37,725件	48,593件	59,694件
保有契約金額（保有契約高）	2,289,567	2,565,269	2,994,198	3,351,278	3,633,704
年換算保険料	12,993	15,404	18,580	21,359	23,861
うち医療保障・生前給付保障等	6,504	7,863	9,436	10,825	12,156
保有契約者数	197,669人	232,537人	279,243人	322,231人	360,364人

(単位：百万円)

収支の状況	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	12,560	16,850	20,789	26,167	30,268
保険料等収入	12,159	16,455	20,282	25,420	29,207
資産運用収益	365	339	433	665	977
その他経常収益	35	55	73	81	83
経常費用	14,280	19,233	23,879	29,413	35,217
保険金等支払金	2,535	3,759	6,031	8,668	12,445
責任準備金等繰入額	4,070	5,072	6,310	6,903	7,453
資産運用費用	1	151	2	8	185
事業費	6,916	9,169	10,030	12,140	13,463
その他経常費用	757	1,081	1,503	1,693	1,669
経常損失(△)	△1,719	△2,382	△3,089	△3,245	△4,949
当期純損失(△)	△1,735	△2,400	△3,114	△3,319	△5,164
基礎利益	△1,656	△2,195	△2,874	△3,213	△5,072

財政状態	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2022年度末
総資産	38,247	41,144	54,501	67,820	68,600
純資産	11,773	9,400	15,806	22,071	15,574
ソルベンシー・マージン比率	2,085.2%	2,117.1%	2,647.1%	3,182.8%	3,158.2%

(注) 1. 新契約件数および保有契約件数は主契約の件数であり、第三分野保険（医療保障・生前給付保障等）を含みます。また、新契約金額および保有契約件数は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

2. 年換算保険料とは1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。なお、当社商品の保険料は全て月払いとなっているため、1回あたりの保険料に単純に12を乗じたものを年換算保険料とした場合、2022年度末の保有契約の年換算保険料は24,033百万円、2022年度の新契約の年換算保険料は3,919百万円となります。

2. 三利源の開示（基礎利益の内訳）

(1) 利源分析の考え方

生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定事業費率（付加保険料部分）、予定利率の3つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方です。

危険差損益	想定した保険金・給付金の支払額（予定発生率）と実際に発生した支払額との差
費差損益	想定した事業費（予定事業費率）と実際の事業費支出との差
利差損益	想定した運用収益（予定利率）と実際の運用収益との差

(2) 基礎利益の内訳（三利源）

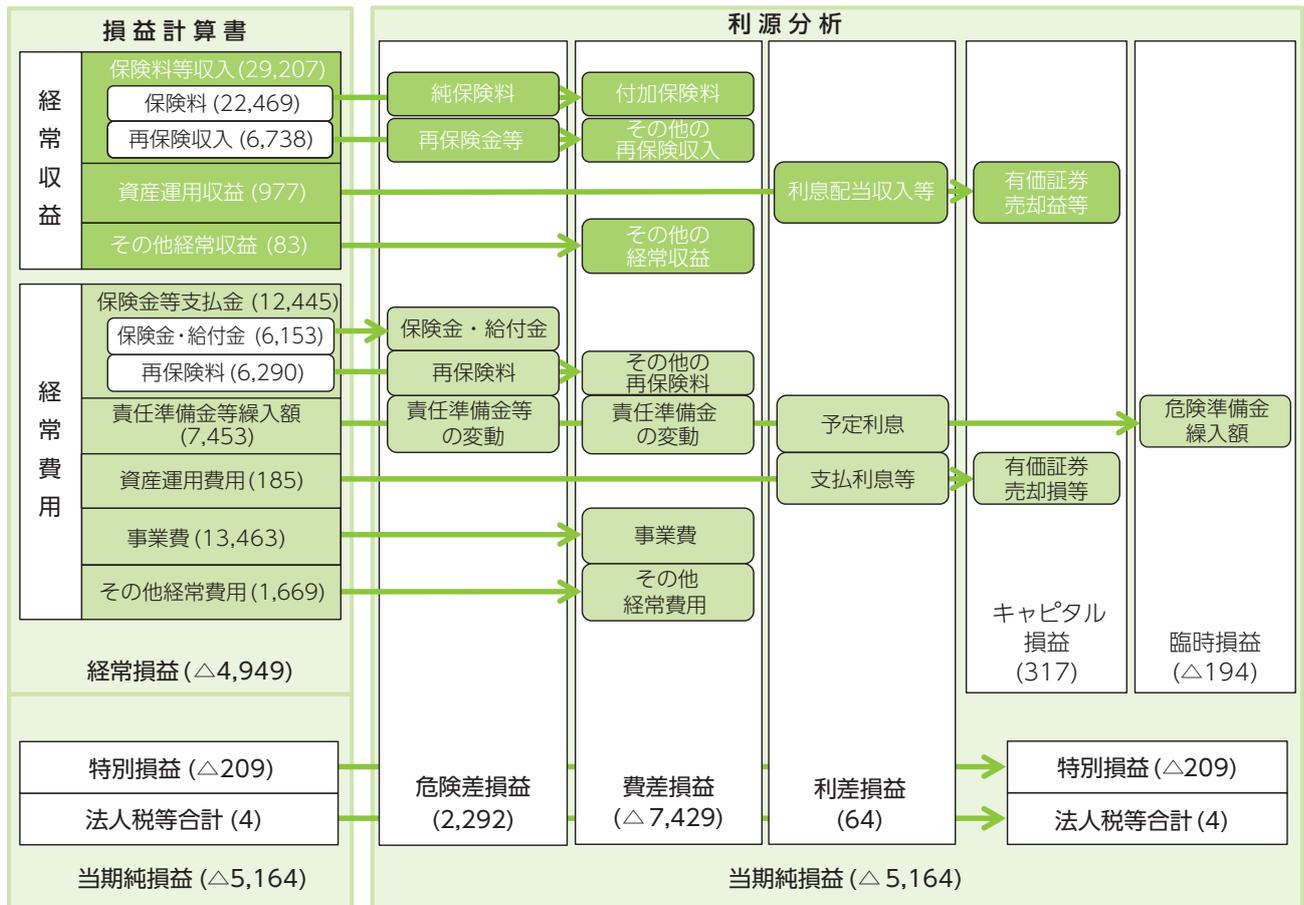
(単位：百万円)

基礎利益	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
基礎利益 ①	△1,656	△2,195	△2,874	△3,213	△5,072
危険差損益	2,753	2,851	3,274	3,348	2,292
費差損益	△4,395	△5,064	△6,164	△6,648	△7,429
利差損益	△14	17	16	86	64
キャピタル損益 ②	98	△145	65	190	317
臨時損益 ③	△161	△42	△280	△222	△194
経常損失(△) ④(=①+②+③)	△1,719	△2,382	△3,089	△3,245	△4,949
特別損益・法人税等 ⑤	△16	△17	△25	△73	△214
当期純損失(△) ⑥(=④+⑤)	△1,735	△2,400	△3,114	△3,319	△5,164

(注) 当社の利源分析は、保険数理上合理的な方法を採用しておりますが、具体的な計算方法は他の保険会社と異なることがあります。当社では保険料の内訳計算等について責任準備金の積立方式を考慮した方式とし、解約・失効による利益（解約失効益）は、費差損益に含めます。

(3) 利源分析の計算 (図解)
2022年度

(単位: 百万円)



(注) 金額微少の項目については、一部省略しています。

3. ソルベンシー・マージン比率の開示

(1) 2022年度末のソルベンシー・マージン比率

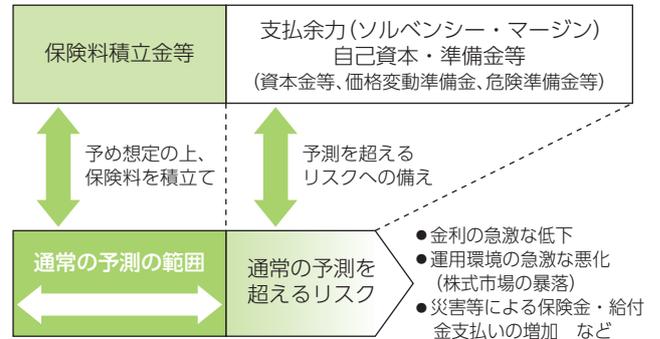
2022年度末のソルベンシー・マージン比率は、3,158.2%（前事業年度末 3,182.8%）となり、十分な支払余力を維持しています。

(2) ソルベンシー・マージン（支払余力）の考え方

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式市場の暴落など、通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための経営指標・行政監督上の指標の一つです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージンの総額＝支払余力）を、定量化した諸リスクの合計額で除して求めます。

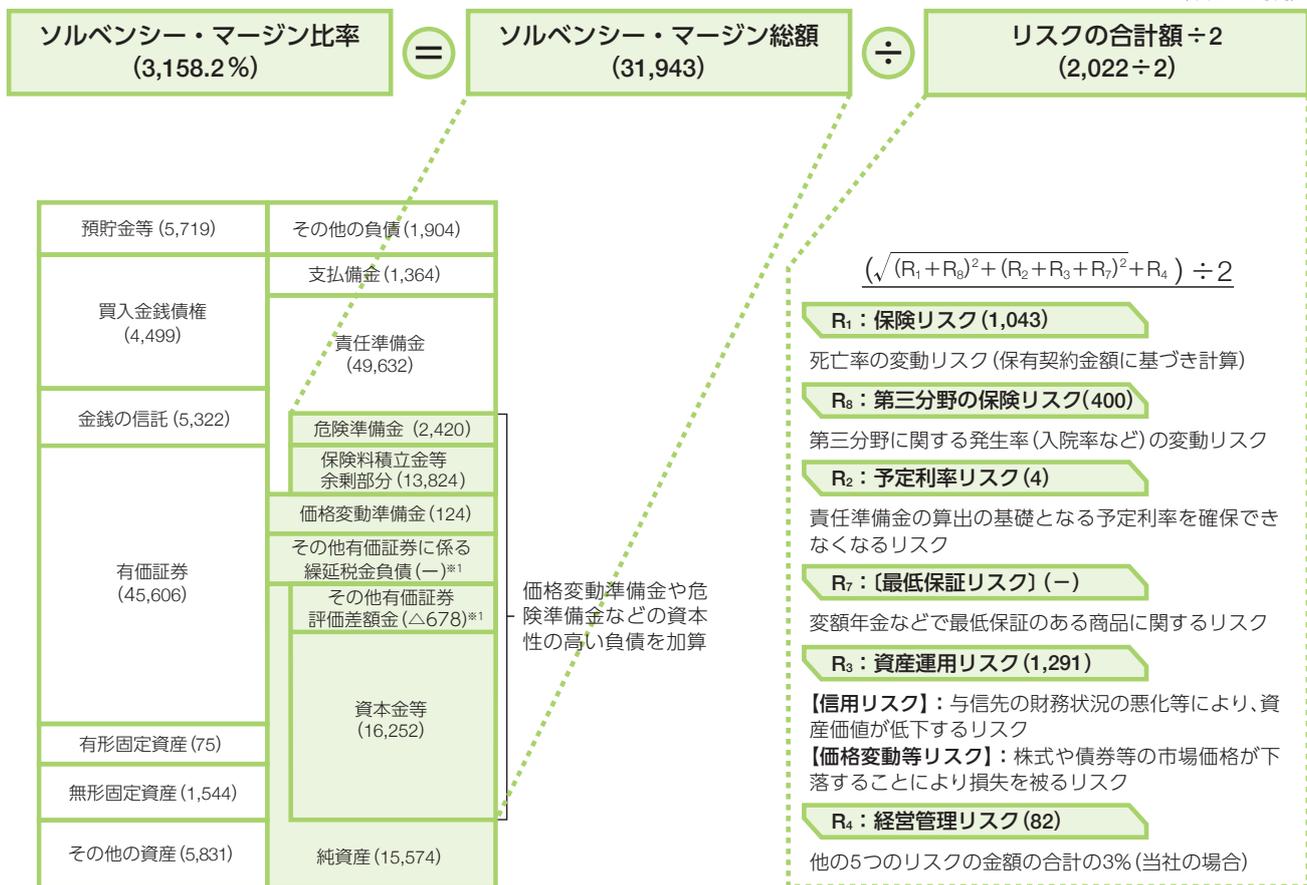
なお、ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性に係るひとつの基準を満たしているとされます。

ソルベンシー・マージン（支払余力）の考え方



(3) ソルベンシー・マージン比率の計算（2022年度末）

（単位：百万円）



*1 その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前) (90%又は100%)

(注) 当社で該当するものがない項目や金額が微小な項目については、一部 [] で囲んで表記しているものを除き、省略しています。

4. エンベディッド・バリュー (EV) の状況

(1) エンベディッド・バリューの考え方

エンベディッド・バリュー (以下、「EV」) は、生命保険会社の企業価値・業績評価指標の一つであり、貸借対照表に基づく「修正純資産」と、保有契約から見込まれる将来のキャッシュ・フロー等に基づく「保有契約の将来利益現価」の合計として計算します。

生命保険契約は一般に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・引受査定費用等が集中的に支出されるため、収益と費用の発生するタイミングが一致せず、契約を獲得してから会計上の利益が生ずるまでに時間を要するという特性があります。このことが、生命保険事業を単年度の収支で評価することを難しくしているため、生命保険会社においてはEVを開示することが、経営状態への理解を高める上で有益であると考えられております。なお、当社は、ヨーロッパやカナダ、日本において主要な大手生命保険会社を中心として広く採用されているヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (以下、「EEV」) を採用しております。

(2) EEV

当社のEEV及び新契約価値は以下のとおりです。

EEV

(単位：百万円)

	2021年度末	2022年度末
EEV	116,604	124,666
修正純資産※1	25,168	18,367
保有契約の将来利益現価※2	91,435	106,299
確実性等価将来利益現価	116,123	132,164
オプションと保証の時間価値	—	—
必要資本維持のための費用	△242	△363
ヘッジ不能リスクに係る費用	△24,445	△25,501

※1 修正純資産は、生命保険会社の資産の時価から責任準備金及びその他の負債の時価を控除した額として定義され、その価額は株主に帰属する価値と考えられます。具体的には、貸借対照表上の純資産の合計額と負債中の内部留保及び時価評価されていない資産・負債の含み損益などの合計として計算されます。

※2 保有契約の将来利益現価は、一定の前提の下で、評価日 (2023年3月31日) 時点の保有契約から将来見込まれる株主に分配可能な税引後利益を評価日における現在価値に換算したものです。

新契約価値

新契約価値は、当期中に新契約を獲得したことによるEVへの影響を表したもので、2022年度末におけるEEVと同一の前提を使用して計算しております。また、新契約価値における新契約とは、2022年度中に新たに成立した生命保険契約のことをいい、将来獲得する新契約を含みません。新契約価値における修正純資産とは、契約成立時点から2022年度末までに発生した新契約に係る損益 (保険料収入や事業費の影響等) を表しております。新契約価値の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度
新契約価値	4,679	3,506
修正純資産	△6,273	△7,404
将来利益現価	10,952	10,911
確実性等価将来利益現価	14,890	14,493
オプションと保証の時間価値	—	—
必要資本維持のための費用	△34	△44
ヘッジ不能リスクに係る費用	△3,902	△3,538

新契約の保険料収入の現在価値に対する新契約価値の比率 (新契約マージン) は次のとおりです。

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度
①保険料収入現価	64,335	58,599
②新契約価値	4,679	3,506
新契約マージン (②/①)	7.3%	6.0%

(3) 前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合のEEVへの影響額は以下のとおりです。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた感応度の影響は、それぞれ単独に前提を変化させた感応度を2つ合計したものと計算結果が異なる可能性があることに留意ください。なお、責任準備金は日本の法令に基づいて計算されますので、各感応度計算においては、評価日時点の責任準備金は変わりません。

(単位：百万円)

	2023年3月末のEEVの変動		新契約価値の変動	
		変化率		変化率
2023年3月末におけるEEV及び新契約価値	124,666	—	3,506	—
感応度1a（金利 1.0%上昇）	△4,995	△4.0%	△429	△12.2%
感応度1b（金利 1.0%低下）	4,695	3.8%	334	9.5%
感応度1c（金利 0.5%上昇）	△2,484	△2.0%	△206	△5.9%
感応度1d（金利 0.5%低下）	2,413	1.9%	183	5.2%
感応度2（株式・不動産価値等 10%下落）	△970	△0.8%	—	—
感応度3（事業費率 10%減少）	5,166	4.1%	818	23.3%
感応度4（解約失効率 10%低下）	1,169	0.9%	217	6.2%
感応度5（生命保険の保険事故発生率 5%低下）	6,517	5.2%	736	21.0%
感応度6（必要資本を法定最低水準に変更）	263	0.2%	32	0.9%

(4) 注意事項

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。上記の理由により、EVの使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

EVの算出にあたり、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリーファーム）に、前提条件や計算方法等について検証を依頼し、意見書を受領しております。当該意見書及びEVの詳細については、当社ウェブサイト掲載のニュースリリースをご参照ください。

4 直近事業年度における事業の概況

以下のページをご参照ください。

- 会社情報 [1] 会社の概況及び組織 1. 沿革 (P.14)
- 会社情報 [3] 2022年度経営指標等の報告 (P.21)

5 お客さまとのコミュニケーション

1. ご契約者との集い

当社は、インターネットを主な販売チャネルとしながらも、お客さまにとって「顔の見える企業」であり続けたいと考えております。そのひとつの方法として、「ふれあいフェア」の名称で、定期的にご契約者との集いを開催し、経営状況や新しいサービスなどについてお伝えするとともに、保険商品・サービスに関するご契約者の声をお聞きし、経営に役立てております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2021年度までオンラインでの開催としておりましたが、2022年度は3年ぶりに当社オフィスにてリアルで開催いたしました。

2022年8月、2023年2月の計2回開催し、13名のご契約者、そのご家族やご友人にご参加いただきました。

開催日	名称	参加者数
2022年 8月 6日	第48回ふれあいフェア	11名
2023年 2月18日	第49回ふれあいフェア	2名

2. お客さまの相談・苦情への対応状況

(1) 相談・苦情の受け付け状況

2022年度に当社に寄せられた総相談件数は、152,735件、苦情件数は7,062件となりました。

当社は、「お客さまの声」を、当社の保険商品・サービスをお客さまにとってより魅力あるものにしていくための貴重な経営資源としてとらえ、コンタクトセンターを中心に全社的に収集・管理・分析の上、サービスの継続的改善とお客さま満足度の向上を図ることを目的として日々の事業運営に反映しております。

当社ウェブサイト上の「お客さまのご意見に対する取り組み」では、お寄せいただいたお客さまの声から実現した取り組み事例を掲載しております。

URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/profile/satisfaction/>

(2) お客さまの相談・苦情件数

お客さまからいただいた相談件数及び苦情件数は以下のとおりです。

(単位：件)

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
総相談件数	88,174	107,187	109,416	119,419	152,735
苦情件数	2,562	4,022	5,019	6,318	7,062

(3) お客さまの苦情の項目別内訳

お客さまからいただいた苦情の項目別内訳は以下のとおりです。

(単位：件)

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
新契約関係	1,746	2,567	2,698	3,390	2,846
収納関係	209	257	379	407	475
保全関係	173	249	379	671	683
保険金・給付金関係	141	271	426	685	1,706
その他	293	678	1,137	1,165	1,352
計	2,562	4,022	5,019	6,318	7,062

(注) 生命保険協会の苦情分類に基づくものです。

(4) 「お客さまの声」への対応事例

当社では、お寄せいただいた「お客さまの声」を日々、経営改善や業務改善に役立てております。2022年度の主な「お客さまの声」への対応事例は以下のとおりです。

お客さまの声	対応状況
契約者本人でなくても契約内容や保険料の支払い状況を教えてください。	「かぞく登録制度」をご利用いただくことで、登録家族として事前にご登録いただいた指定代理請求人の方からの、契約内容に関する照会や、保険料のお支払い状況の確認、各種手続き書類のご契約者さま宛の送付依頼が可能となりました。 https://www.lifenet-seimei.co.jp/shared/pdf/202211-02-1-news.pdf
保険証券はペーパーレスにできるか。 受取人である娘にも保険証券を渡しておきたいのでマイページから印刷できないか。	「電子保険証券」の取扱いを開始しました。お申し込み時に「電子証券に関する特約」を付加されたご契約については、マイページ上に PDF 形式で電子保険証券を交付いたします。これにより、スマートフォンやパソコンからマイページにログインいただくだけで、いつでも保険証券を確認したり、必要に応じてダウンロードや印刷が可能となりました。 https://www.lifenet-seimei.co.jp/shared/pdf/202211-02-2-news.pdf
契約者向けの電話問合せ窓口は日曜・祝日はやってないんですね。	日曜・祝日の電話窓口は保険相談のみの受付となるため、SMS によるサポート機能を設置しました。新たな音声ガイダンスでは、「よくあるご質問」ページの URL などお問い合わせ内容に応じたお手続き方法のご案内を SMS にお送りできるようになりました。 (スマートフォンからお電話をいただいた場合に限りです)

(5) 金融 ADR 制度

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら、柔軟な解決を図る手続です。生命保険業界では、一般社団法人生命保険協会が、お客さまと生命保険会社との間の紛争解決を図る指定紛争解決機関として金融庁から指定され、2010年10月1日より業務を行っております。

例えば、お客さまが給付金支払いで生命保険会社に苦情申し立てをしたものの解決に至らなかった場合、「裁判」で争うという方法もありますが、裁判には費用も時間もかかるという問題もあります。しかし、この金融 ADR 制度を利用すれば、当事者以外の第三者(金融 ADR 機関)に関わってもらいながら、「中立・公正」「迅速」「低コスト」に紛争解決を行えるという大きなメリットがあります。

(注) 当社は、一般社団法人生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する契約を締結しております。

指定紛争解決機関 ご連絡先	一般社団法人 生命保険協会	生命保険相談所： https://www.seiho.or.jp/contact/about/ 連絡所一覧： https://www.seiho.or.jp/contact/about/list/
---------------	---------------	--

3. お客さまに対する情報提供

お客さまへ必要な情報をお届けする手段として、Eメール・SMS・郵便物・お客さま専用のマイページを活用しております。定期的に当社の状況をお伝えするライフネットメールは、新商品販売開始のお知らせや、生命保険料控除の証明書を郵送するタイミングなどをお知らせしております。また、Eメールの手軽さを活かして、保険や健康、お金などに関する役立つ情報もご案内しております。さらに、お客さまに契約内容をご理解いただき、適切に保険金、給付金をご請求いただくための案内を「ライフネット生命レター」として定期的に郵送しております。ライフネット生命レターでは、現在の契約内容をご確認いただけるほか、給付金をご請求できるケースのご案内等により、お客さまの請求もれをなくすべく努めております。



4. 商品に関する情報提供

当社は、主にウェブサイトを通じて情報提供を行っております。商品一覧は「[\[6\] 販売商品](#)」(P.29)をご参照ください。

5. 営業職員・代理店教育・研修の概略

当社は、各代理店の保険募集形態に合わせ、適正な保険募集のルールやお客さま情報保護の方針等を踏まえて、お客さまに必要な保障をお届けするために、保険商品や募集行為に係る教育及び研修を実施しております。

6 販売商品

1. 販売商品一覧（2023年7月1日現在）

当社は、インターネットを通じてお客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただきたいという考えのもと、いずれの商品も複雑な特約や配当のない、シンプルでわかりやすい保障内容となっております。また、ホワイトレーベル商品として、2016年4月からKDDI株式会社を通じて販売している「auの生命ほけん」、2020年4月から株式会社セブン・フィナンシャルサービスを通じて販売している「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」、2021年7月から株式会社マネーフォワードを通じて販売している「マネーフォワードの生命保険」があります。なお、「auの生命ほけん」「セブン・フィナンシャルサービスの生命ほけん」「マネーフォワードの生命保険」は、下記の保険商品と保障内容が同一です。

- (1) 定期死亡保険「かぞくへの保険」は、万が一（死亡、所定の高度障害状態）の場合に、保険金を受け取ることができる生命保険です。保険金額は500万円から（51歳以上は300万円から）最高1億円まで100万円ごとに設定することができます。ライフステージごとに保障を見直しやすく、少ない保険料で大きな保障を用意できる「定期型」であり、保険期間は年齢に応じて10年、20年、30年、65歳満了、80歳満了、90歳満了から選択することができます。10年、20年、30年の場合は最長90歳まで自動更新できます。
- (2) 終身医療保険「じぶんへの保険3」「じぶんへの保険3レディース」は、日帰り入院から給付金を受け取ることができる医療保険です。加入時から毎月支払う保険料が変わらず、一生涯保障が続く「終身型」で、保障内容に応じて、「エコノミーコース」、「おすすめコース」を設けております。入院給付金日額は5,000円、8,000円、10,000円、12,000円、15,000円の中から選ぶことができます。5日以内の入院の場合は一律5日分の入院給付金を受け取ることができます。手術給付金は、外来手術であれば入院給付金日額の5倍、入院中の手術であれば入院給付金日額の10倍を受け取ることができます。また、「おすすめコース」は、がんや先進医療に対する保障を充実させた内容となっております。さらに、女性専用の医療保険「じぶんへの保険3レディース」は、これらの保障内容に加え、女性特有の病気入院した場合には女性入院給付金を上乗せして受け取ることができます（女性特有の病気による5日以内の入院の場合は一律5日分の女性入院給付金を受け取ることができます）。
- (3) 就業不能保険「働く人への保険3」は、病気やケガで働けなくなってしまった「働く人」の仕事への復帰もサポートするという新たなコンセプトのもと、開発しました。病気やケガで長期間働けない状態であった人が、仕事に復帰した場合に、継続的な通院や体力の低下により、時短勤務や異動・転職等、以前に比べ仕事が制限され、収入が減少するといったケースが考えられます。所定の就業不能状態となった場合に、就業不能給付金を毎月受け取ることができるのに加え、このようなケースにも備えられるよう、当社では業界初となる「復帰支援一時金（就業不能給付金月額×3）」を新設しました。これらの保障によって、病気やケガで長期間働けなくなったときも、働けるようになったときも、働く人をフルサポートします。
- (4) がん保険「ダブルエール」は、治療費に備える「治療サポート給付金」に加えて、がん治療に伴う休職や時短勤務等による収入の減少に備える「がん収入サポート給付金」のダブルの保障で、働く人のためのがん保険です。加入時から毎月支払う保険料が変わらず、一生涯保障が続く「終身型」で、保障内容は「がん診断一時金」をベースに、お客さまのニーズに応じて「治療サポート給付金」、「がん収入サポート給付金」のいずれかまたは両方を付加できるよう、シンプルタイプ、ベーシックタイプ、プレミアムタイプの3つのタイプをご用意しております。また、ベーシックタイプ、プレミアムタイプには「がん先進医療給付金」をオプションで付加することができます。

2. ご契約の流れ

当社のウェブサイトをご参照ください。

URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/procedure/flow/>

3. 付加保険料の開示

当社では、情報開示を徹底することがお客さまに信頼いただくサービス提供の基本であるという考えに基づき、生命保険料のうち生命保険会社の運営経費等に充当する付加保険料を開示しております。具体的には、当社の保険商品に関して、お客さまからいただく保険料を純保険料と付加保険料に分けて開示しております。

純保険料	保険金・給付金等の支払いに充当する部分 (年齢・性別・金利水準などによって決まる、いわば生命保険料の「原価」に相当する部分)
付加保険料	生命保険会社の運営経費等に充当する部分

当社は、付加保険料の開示により、経営情報の透明性を高めるとともに、当社の「わかりやすくシンプルな保障内容・保険料」に加えて、保険料の内訳もしっかりとご理解・ご納得の上でお客さまにお申し込みいただくという、より透明性の高い契約プロセスを実現できると考えております。

代表的な契約例における付加保険料は以下のとおりです。

商 品	契約年齢・性別	保障内容	月額保険料	付加保険料	付加保険料の割合
「かぞくへの保険」 (定期死亡保険)	30歳・男性	保険金額3,000万円 保険期間10年	2,704円	704円	26%
「じぶんへの保険3」 (終身医療保険)	30歳・男性	エコノミーコース 入院給付金日額1万円 保険料払込期間 終身	3,156円	672円	21%
「じぶんへの保険3レディース」 (終身医療保険)	30歳・女性	エコノミーコース 入院給付金日額1万円 保険料払込期間 終身	4,042円	854円	21%
「働く人への保険3」 (就業不能保険)	30歳・男性	標準タイプ 復帰支援一時金あり 就業不能給付金月額10万円 保険期間70歳 支払対象外期間60日	3,314円	1,500円	45%
「ダブルエール」 (がん保険)	30歳・男性	D型(がん先進医療特則あり) がん診断一時金額100万円	3,646円	976円	27%

なお、付加保険料の割合は年齢・性別・保障内容によって異なります。

7 保険金・給付金のお支払い

1. 保険金・給付金の支払状況

2022年度にお支払いした保険金等は、保険金281件、給付金38,189件の合計38,470件となり、お支払いできない事由に該当すると判断した件数は、保険金32件、給付金1,020件の合計1,052件となりました。

当社は、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5営業日以内^{*1}」に、指定口座に保険金等をお支払いしております。2022年度の平均支払所要日数（営業日）は7.27日^{*1*2}となりました。

(1) 保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数及び内訳^{*3}

2022年度（2022年4月～2023年3月）

（単位：件）

	支払件数	支払非該当件数							
		詐欺取消	不法取得 目的無効	告知義務 違反解除	重大事由 解除	免責事由 該当	支払事由 非該当		
定期死亡保険	死亡保険金	260	27	0	0	14	0	13	0
	高度障害保険金	20	5	0	0	0	0	0	5
	保険料の払込免除	1	0	0	0	0	0	0	0
終身医療保険	入院給付金	6,770	22	0	0	0	0	2	20
	手術給付金	480	3	0	0	0	0	0	3
	保険料の払込免除	8	0	0	0	0	0	0	0
終身医療保険 (2014)	入院給付金	8,970	133	0	0	5	0	0	128
	女性入院給付金	592	10	0	0	1	0	0	9
	手術給付金	1,516	96	0	0	3	0	0	93
	がん治療給付金	132	13	0	0	1	0	0	12
	先進医療給付金	8	0	0	0	0	0	0	0
終身医療保険 (2019)	入院給付金	12,660	289	0	0	195	1	2	91
	女性入院給付金	705	64	0	0	49	0	0	15
	手術給付金	2,783	212	0	0	169	0	0	43
	がん治療給付金	66	19	0	0	7	0	0	12
	先進医療給付金	13	0	0	0	0	0	0	0
	先進医療見舞給付金	13	0	0	0	0	0	0	0
定期療養保険	入院療養給付金	1,549	6	0	0	0	0	0	6
	外来療養給付金	358	4	0	0	0	0	0	4
	がん治療給付金	35	1	0	0	0	0	0	1
	先進医療給付金	0	0	0	0	0	0	0	0
	保険料の払込免除	1	0	0	0	0	0	0	0
就業不能保険	就業不能給付金（初回）	13	10	0	0	0	0	0	10
	就業不能給付金（継続）	99	2	0	0	0	0	0	2
就業不能保険 (2016)	就業不能給付金（初回）	107	40	0	0	1	0	0	39
	就業不能給付金（継続）	274	6	0	0	0	0	0	6
	高度障害給付金	4	1	0	0	0	0	0	1
就業不能保険 (2021)	就業不能給付金（初回）	12	8	0	0	6	0	0	2
	就業不能給付金（継続）	5	0	0	0	0	0	0	0
	入院見舞金	87	22	0	0	18	0	0	4
	精神疾患就業不能一時金	1	1	0	0	0	0	0	1
	復帰支援一時金	4	0	0	0	0	0	0	0
がん保険	がん診断一時金	194	27	0	0	11	0	0	16
	上皮内新生物診断一時金	49	6	0	0	5	0	0	1
	がん収入サポート給付金	38	0	0	0	0	0	0	0
	治療サポート給付金	634	23	0	0	8	0	0	15
	がん先進医療給付金	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	38,470	1,052	0	0	493	1	17	541	

※1 書類受領日～着金日までの日数です。（例：書類が到着した当日にお支払いを決定し、翌日に着金した場合は「2日」となります。）

なお、事実の確認を行った事案や請求書類に不備があった事案は除外しています。

2 2022年度は新型コロナウイルス感染症関連のご請求が増加したことに伴い、お支払いに要した営業日数が長くなっています。

3 件数の実績は請求種類ごと集計であり、請求内容によっては1契約で複数の件数を計上する場合があります。

4 就業不能給付金は、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっているため、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。

(2) 保険金等の支払件数、支払不可事由該当件数の推移

(単位：件)

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
支払件数	7,076	8,605	10,378	15,124	38,470
支払不可事由該当件数	324	528	717	796	1,052

2. 支払事案の概要

2022年度に実際にお支払いした主な事案の概要は、以下のとおりです。

属性	支払対象	支払事由に該当した事案の概要
50代・女性	就業不能保険(2016) 就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・乳癌により就業不能状態になり、その状態が180日を超えました。 ・このため、就業不能給付金1か月分、10万円をお支払いしました。 【給付金ご請求者の感想(ご契約者アンケート)】 「毎回、お電話での対応。そしてなによりユーザーに親切で迅速なやり取りに満足しています。」
40代・男性	終身医療保険(2014) 入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・下顎骨嚢胞・下顎水平埋伏智歯により5日間入院され、手術を受けられました。 ・このため、入院給付金5万円、手術給付金10万円の合計15万円をお支払いしました。 【給付金ご請求者の感想(ご契約者アンケート)】 「記載が必要な用紙は少なかったので、とても楽でした。」
30代・男性	定期死亡保険	<ul style="list-style-type: none"> ・急性心不全によりお亡くなりになりました。 ・このため、死亡保険金1,000万円をお支払いしました。

3. 支払不可事由該当事案の概要

2022年度にお支払いできない事由に該当すると判断した主な事案の概要は、以下のとおりです。

支払不可事由	種類	支払不可とした事案の概要
告知義務違反	入院給付金 手術給付金	痔瘻のため給付金のご請求をいただきましたが、医療機関へ照会の結果、申込前にも関連する傷病の手術を行っていたことが判明しました。このため、契約は告知義務違反により解除となりました。また、給付金ご請求の原因となった傷病は告知いただけなかった事実と因果関係があるため、ご請求の給付金はお支払いできませんでした。
告知義務違反	入院給付金 上皮内新生物診断一時金 治療サポート給付金	子宮頸部高度異形成のため給付金のご請求をいただきましたが、事実の確認の結果、申込前より定期的に医療機関を受診し、医師の指示により複数回の検査を受けられていた事実が判明しました。このため、契約は告知義務違反により解除となりました。また、給付金ご請求の原因となった傷病は告知いただけなかった事実と因果関係があるため、ご請求の給付金はお支払いできませんでした。
支払事由非該当	就業不能給付金	腰部脊柱管狭窄症のため就業不能給付金のご請求をいただきましたが、事実の確認の結果、医師から在宅療養の指示をされていなかったことが判明し、約款に定める就業不能状態に該当しませんでした。このため、ご請求の給付金はお支払いできませんでした。

8 保険会社の運営

1. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」と掲げ、高い社会性・公共性を有する生命保険会社として、経営の透明性の確保と、経営組織体制の監督及び実効性を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、持続的な企業価値向上の実現を目指しております。

なお、当社は、情報開示の充実を図る目的において、コーポレート・ガバナンス・コードが、特定の事項を開示すべきとしている原則への対応状況を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示しております。

(コーポレート・ガバナンス報告書)

https://data.swcms.net/file/lifenet-seimei/ja/news/index/auto_20230630515992/pdfFile.pdf

(2) 企業統治の体制等

当社は、取締役会の監督機能を一層強化させるとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

取締役会は、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性を高める目的において、相当数を社外取締役としております。取締役会から独立した監査等委員会は、取締役の職務執行及び取締役会の監督義務の履行状況について監査・監督を行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計等を目的に、委員長を独立社外取締役、委員の過半数を独立社外取締役とした任意の指名・報酬委員会を設置しております。さらに、経営の意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

① 取締役会

取締役会は、取締役会規則に基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。その出席者の構成は、議長である代表取締役社長を含む取締役10名(うち、社外取締役5名、そのうち、独立役員4名)です。取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時に開催することとしております。

② 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、監査・監督に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議をしており、その構成は、議長である常勤監査等委員を含む監査等委員である取締役4名(うち、独立役員である社外監査等委員3名)です。各監査等委員は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、監査等委員でない取締役、各部門へのヒアリング、業務及び財産の状況の調査に加え、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど緊密な連携を保ち、取締役の職務執行を監査しております。

③ 社外取締役の人数及び当社との関係等

当社は、監査等委員でない社外取締役2名、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。社外取締役は、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンス体制の構築を目的として、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律等に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性及び中立性ある助言並びに取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。

なお、当社は、任意の指名・報酬委員会において審議のうえ、取

締役会が定めた「役員の選解任方針」において、次のとおり、取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任並びに社外取締役の独立性を確保するための基準を設けております。

(役員の選解任方針)

https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/sustainability/sasb/main/06/teaserItems1/0113/linkList/0/link/Nomination%20and%20Dismissal%20Policy%20of%20Officers_ja_2306.pdf

④ 執行役員制度

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、代表取締役社長により決定された担当に従い、業務を執行し、原則として、1週間に1回執行役員会を開催しております。その出席者の構成は、議長である代表取締役社長と執行役員6名(うち、取締役との兼務3名)です。また、執行役員会には、取締役(常勤監査等委員)も出席しております。

⑤ 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計等を目的に、任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役(監査等委員である取締役を含む。以下、同じ。)、代表取締役及び役付取締役の選任や解任、役員報酬の制度及び取締役の個別の報酬等の内容について審議のうえ、取締役会に提案しております。指名・報酬委員会は、全ての独立社外取締役(監査等委員である取締役を含む。以下、同じ。)及び予め取締役会が定める代表取締役1名(以下、併せて「委員」という。)から構成され、オブザーバーとして、委員ではない監査等委員である取締役が出席できます。委員長は独立社外取締役の中から互選によって選定されます。

⑥ アドバイザリーボード

当社は、当社の経営全般に対する多面的な意見及び提言を社外の有識者から得ることを目的として、アドバイザリーボードを設置できることとしております。

⑦ 各種委員会

当社は、経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、支払委員会、マーケティング委員会、資産運用委員会、ALM委員会、システム委員会の各委員会を設置しております。これらは主として業務執行部門への助言機能を担っております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長として、当社のコンプライアンスとリスク管理をモニタリングしております。

⑧ 内部監査部門

当社は、被監査部門から独立した監査部(内部監査部門)を設置しており、その構成は2名(部長1名、スタッフ1名)です。監査部は、他の業務執行ラインから分離された独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務運営の適切性、リスク管理の有効性、法令遵守の状況などを確認、評価し、改善に関する提言等を行うとともに、業務監査結果を取締役会に報告しております。

監査部は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人による監査の状況について意見交換を行うとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の実施状況、内部監査報告書等を報告するなど、緊密に連携しております。

さらに、監査等委員会監査等基準に基づく監査等委員会からの報告要請への対応、内部監査実施報告書の報告など、監査等委員会とも密に連携しております。

(3) 内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、職務分掌、行動規範等に係

る社内規程類(取締役会規則、職務権限規程、コンプライアンス・マニュアル等)を定め、運用しております。特に、コンプライアンス及びリスク管理についてはその重要性に鑑み、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。

当社が、「内部統制システムに関する基本方針」において、整備することを定めている体制は以下のとおりです。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 反社会的勢力への対応に関する体制
4. システムリスクを含むリスク管理に関する体制
5. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
6. 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する体制
7. 取締役(監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)を除く。)及び社員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
9. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
11. 子会社の内部統制システムに関する事項

2. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、以下の内容を定めた法令等遵守に関する基本方針を定めることにより、コンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスを推進しております。

(1) 法令等遵守に係る取組方針

当社は、免許を受けた生命保険会社として大きな社会的責任と公共的使命を担っていること及び当社のマニフェストをふまえ、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するために、役員・社員が法令等を厳正に遵守することを経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

(2) 法令等遵守に係る具体的取組方策

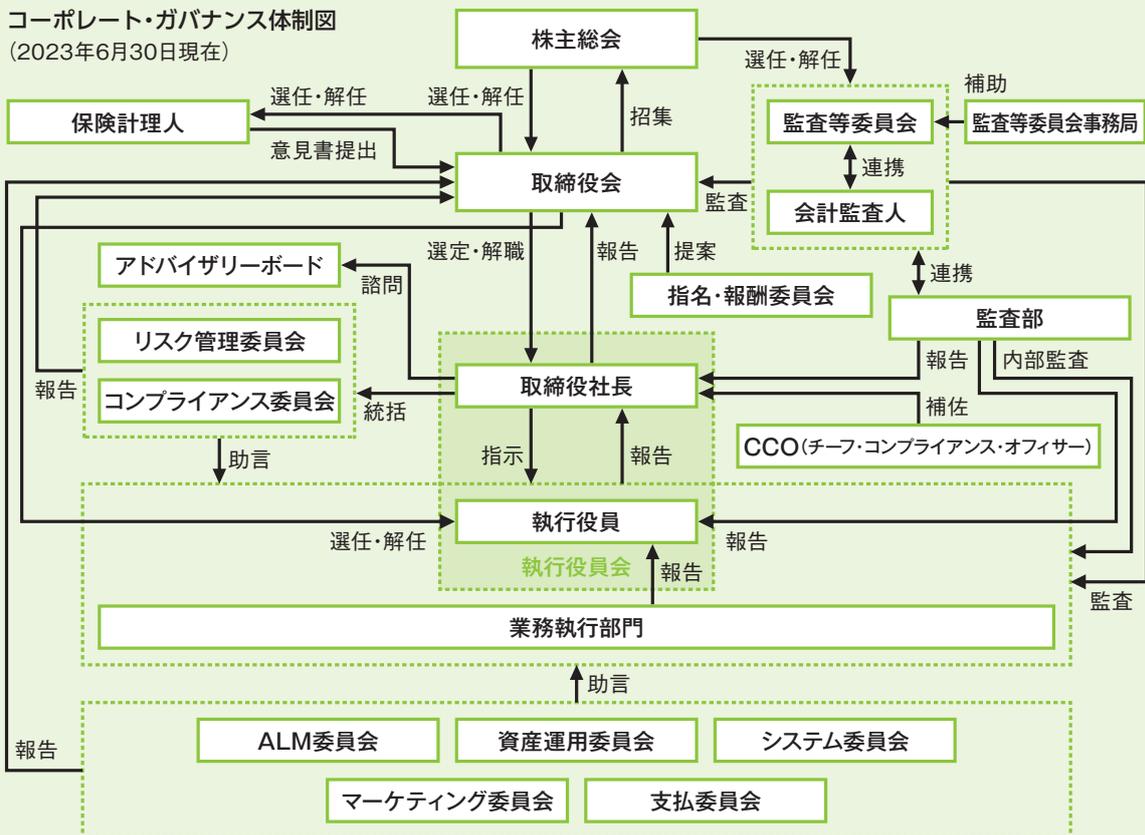
当社は、法令等遵守に関する基本方針に加えて、以下の取組みを行っております。

まず、遵守すべき法令等を具体的に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、その内容について役員・社員に周知しております。また、毎年、コンプライアンスの実践計画書である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、「コンプライアンス・プログラム」に則り、適切な教育・管理等を行っております。

さらに、当社は、コンプライアンス関連情報の適時かつ確かな認識・把握のための組織横断的な機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則3ヶ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

役員・社員は、コンプライアンス違反の疑義が生じた場合には、法務部、監査等委員会または内部通報規則に定める窓口に報告等ができることとし、報告したことを理由として、報告者に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを明示的に定めております。

コーポレート・ガバナンス体制図
(2023年6月30日現在)



3. ERM・リスク管理体制の整備状況

(1) リスク選好基本方針

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」ことを経営理念として掲げ、顧客体験の革新と販売力の強化を通じてオンライン生命保険市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーとなることを目指しております。

また、企業価値を表す重要な経営指標としてEEV(ヨーロッパアン・エンベディッド・バリュー)を位置づけ、EEVを早期に2,000億円に到達させることを経営目標としております。

当社はこれらの事業目標を達成するため、死亡保障分野および医療保障分野を中心に、保険引受リスクを適切に管理しながら積極的に受け入れ、より多くのお客さまへ保障を提供してまいります。

資産運用については、保険引受の責任を確実に果たすために安定的な収益を確保することを目指し、市場リスクおよび信用リスクを許容できる範囲内で受け入れ、適切なリスク管理のもとで分散投資を行ってまいります。

当社は、経済価値ベースおよび規制ベースでの資本十分性を確保し、事業効率を高めながら健全な事業の成長および企業価値の向上に努めてまいります。

(2) リスク管理体制

当社は、生命保険会社としての財務の健全性及び業務の適切性の観点から、リスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識し、リスク管理のために社内規程を制定し、社内の組織体制の確立を率先して行うことにより、各リスクの評価・改善体制を整備しております。

具体的には、リスク管理に関する基本方針において、当社が管理すべきリスクを、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクと規定しております。また、統合的リスク管理規程において、各リスクの一次リスク管理部門を定め、リスク管理部が主な二次リスク管理部門として、リスクを統括するものとしております。当社のリスク管理は、原則として計量化できるものについてはVaR^{*1}リミットを設定して管理し、計量化できないものについては想定し得るリスクシナリオを考え、当社の事業に与える影響の大きいリスクから優先して対応するものとしております。その上で、リスク管理部は、計量化手法の限界及び弱点を十分に認識し、計量化できるリスクの範囲を広げるものとしております。

また、当社は、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置しております。さらに、生命保険会社にとっては、資産負債総合管理がリスク管理の要諦になるとの認識に立脚し、これとは別に「ALM^{*2}委員会」を設置しております。

※1 Value at Risk

※2 Asset Liability Management (資産・負債の総合管理)

4. 情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、契約者の氏名・生年月日・住所等や契約内容等の個人情報、機微情報等を長期間にわたり保有しており、法令や社内規程等を遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しております。

このような認識に基づき、当社は、システムリスク管理のための社内規程を制定し、システムリスクの評価・改善体制を整備しております。加えて、システムリスクについては、その適切な管理に高い専門性が求められることを勘案し、関係する有識者を加えた会議体を設け、定期的に経営陣への報告を実施しております。

5. 第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストについて (保険業法第121条第1項第1号の確認 (第三分野保険に係るものに限る。) の合理性及び妥当性)

(1) 第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストの考え方

第三分野とは、医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や給付金が支払われる保険商品の分野を指します。第三分野商品は商品内容が多種多様であり、十分なデータの蓄積もないことから標準死亡率のようなスタンダードな指標が存在しません。そのため、当社では公的なデータに基づいて保険事故発生率(入院給付金等の発生率)を推計し、保険料や責任準備金の算出に用いております。こういった商品は医療技術の進歩や医療政策の変更等の影響を受けやすく、その上終身保障タイプの場合は長期的な不確実性を有していると言われております。

当社は、このような第三分野商品のリスク特性を踏まえ、保険引受リスク管理に関する社内規程に基づいて、定期的に予定保険事故発生率の事後検証(ストレステスト・負債十分性テストを含む)を行い、責任準備金の十分な積立水準を確保してまいります。

(2) ストレステストの前提条件及び結果

ストレステスト及び負債十分性テストの実施方法については、それぞれ平成10年大蔵省告示第231号と平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定められております。

まず、過去の実績に基づいて将来10年間の発生率の変動を推計し、その変動の一定の範囲(99%及び97.7%)をカバーできる水準として、危険発生率を算出します。過去の実績が十分に取れない場合は、予定保険事故発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど保険数理上適切な手法を用いて算出することも認められております。予定保険事故発生率がこの危険発生率を上回っていれば、十分な水準にあると判断されます。

一方、ストレステストの結果、99%の危険発生率を下回った場合、必要額を危険準備金として積み立てることとされております。さらに、97.7%の危険発生率を下回った場合は、保険計理人により負債十分性テストを行い、将来の保険料積立金に不足が生じると判断されれば、保険料積立金の積み増しを行うこととされております。

当社は、これらの法令に基づき予定保険事故発生率について検証を行いました。

十分な実績が得られなかった部分については、予定保険事故発生率の基となったデータを参照して危険発生率を算出する方法を採っております。2022年度末においては、予定保険事故発生率が99%の危険発生率を上回り、十分な水準にあることを確認しております。

6. お客さまの個人情報の保護

当社は、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業としての重要な社会的責任であると認識し、個人情報の保護に係る方針を以下のとおり定め、役員・社員全員が、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法といいます。)*ガイドラインなど関係法令等を遵守し、お客さまの個人情報の保護に万全をつくっております。また、適正な個人情報の保護を実現するため、この方針を必要に応じて見直し、継続的に改善しております。

個人情報の保護に係る方針

1. 取得・管理・利用するお客さまの個人情報の種類

当社が取得・管理・利用するお客さまの個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、健康状態、職業、端末識別子等です。また、当社等が提供する各種サービスに関連し、必要な情報を取得・管理・利用する場合があります。

2. 個人情報の取得方法

当社は、当社のウェブサイト上の画面、電話、契約申込書類等を通じて、個人情報保護法、保険業法その他の法令等に照らし適正な方法により個人情報を取得いたします。

3. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまに関する個人情報を、必要に応じて、以下の利用目的の達成に必要な範囲のみ適正に利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1)各種保険契約の引受、契約の維持管理、保険金・給付金等の支払
- (2)当社または関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供*
- (3)当社業務に関する情報提供、商品・サービスの充実*
- (4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5)その他保険に関連・付随する業務*

※お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析・集計して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する情報・広告等の配信・表示、それらに関する効果測定等を行うことを含みます。

4. 個人情報の提供

当社は、お客さまに関する情報を、以下の場合において、必要な範囲で当社以外の者に提供することがあります。

- (1)あらかじめお客さまの同意がある場合
- (2)法令により必要とされる場合または提供が認められている場合
- (3)適切な安全管理をしたうえで、当社の業務上必要な範囲で、個人情報を当社の委託先に提供する場合
- (4)人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- (5)公共の利益のために必要とされる場合
- (6)一般社団法人生命保険協会が運営する以下の各制度において、必要な範囲内で契約内容の共同利用を行う場合
 - ①契約内容登録制度
 - ②契約内容照会制度
 - ③医療保障保険契約内容登録制度
 - ④支払査定時照会制度
- (7)再保険契約の締結*、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求その他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合

※再保険契約は、引受リスクの判断や適切な分散を主な目的としています。再保険会社に提供する情報には、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報が含まれます。

5. 外国にある第三者への個人情報の提供

- (1)当社は、個人データの取扱いについて個人情報保護法における所定の規定により個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置(以下「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして法令に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として外国にある再保険会社等の第三者に個人データを提供することがあります。
- (2)当社は、相当措置の実施状況ならびに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無およびその内容を定期的に確認することとしております。また、当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人情報の当該第三者への提供を停止いたします。
- (3)当社は、お客さまの同意を得た上で、個人情報を外国にある第三者に提供することがあります。

6. 要配慮個人情報、機微(センシティブ)情報の取扱い

- (1)当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(以下「機微(センシティブ)情報」といいます。)については、個人情報保護法およびその他関連する法令・ガイドラインに規定する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに取得、利用または第三者提供を行いません。
- (2)当社は、要配慮個人情報および機微(センシティブ)情報を、保険業の適切な運営を確保する必要性から、業務上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払、保険商品の開発および維持研究・統計等のために利用いたします。

7. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等

個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等の依頼があった場合は、請求者が本人であることを確認させていただいたうえで、個人情報保護法の規定に基づき、それらの対応を行います。

8. 安全管理措置

当社は、個人データについて、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、個人データを取り扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めておりますが、その主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人情報保護宣言の策定
個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等の遵守、質問および苦情処理の窓口等について個人情報保護宣言を策定しています。
- (2)個人データの取扱いに係る規律の整備
取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について社内規程を策定しています。
- (3)組織的安全管理措置
 - ①個人データの取扱いに関する個人情報統括管理責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者および当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や社内規程に違反している事実または兆候を把握した場合の個人情報統括管理責任者への報告連絡体制を整備しています。
 - ②個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、監査を実施しています。
- (4)人的安全管理措置
 - ①個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施しています。
 - ②個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5)物理的安全管理措置
 - ①個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
 - ②個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6)技術的安全管理措置

- ①アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- ②個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(7)外国における個人情報の取扱い

当社は、個人情報を外国に保存することがあります。その場合、保存している国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

特定個人情報の保護に係る方針

1. 特定個人情報の取扱い

当社は、お客さまに対し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)に基づき、「保険取引に関する支払調書作成事務」に利用するために個人番号の提供を依頼いたします。

2. 特定個人情報の管理

当社は、関係法令等を遵守し、提供していただいたお客さまの個人番号および特定個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じています。

7. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、高い公共性を有する生命保険会社として、反社会的勢力によりステークホルダーが被害を受けることを未然に防止する観点から、以下のとおり、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めております。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断することは、社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であることを十分認識し、人事総務部を中心として反社会的勢力との関係遮断に向けた組織態勢を整備する。
2. 当社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、組織全体として対応するとともに、当社の役員・社員の安全を確保する。
3. 当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築する。
4. 当社は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶し、反社会的勢力への資金提供や事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
5. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
6. この基本方針の改廃は、人事総務部が立案し、取締役会の決議によるものとする。

8. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものです。当社では、一般社団法人生命保険協会東京都協会を通じて、募金運動などの社会貢献活動に取り組んでおります。

(2023年7月1日現在)

